

人口問題研究所研究報告會

本研究所に於ける研究報告會その後の研究報告結果は左の如くである。

第四十二回(昭和十七年七月三十一日)

○十八歳未満の子女の分布 關山 研究官

第四十三回(昭和十七年八月十四日)

○適正規模農家に關する諸家の意見

内藤 研究官補

○適正量農業人口内地確保の必要に關する論

本多 研究官

行政簡素化實施大綱の閣議決定と之に伴ふ家族手當の増額

南方統治上の派遣要員檢出を兼ねて行はれた行政簡素化の實施については昭和十七年八月十二日の閣議に於いて簡素化實施に伴ふ減員(勅任官、奏任官及雇傭員)につき夫々中央廳三割、地方廳二割、作業廳一割の減員)と之に伴ふ官廳職員の待遇改善要領を決定するに到つたが、右官廳職員の待遇改善の一部として官廳職員に對する家族手當の増額が行はれ、更に之と則應

して會社經理統制令の適用を受くる民間會社の社員に對しても現行家族手當に對する同趣旨の増額を認めることとなつた。家族手當の増額は人口政策上特に關心せらるゝ所が多い。情報局總裁談の形式を以て發表されたる所を掲ぐれば次の如くである。

情報局總裁談

行政簡素化實施案に就ては既に七月二十八日勅任官の分を發表した次第であるが、本日の閣議において奏任官以下の分並に官吏待遇改善案及び戰時中官廳の職務時間に關し夫々情報局發表の如く決定、十月一日から實施する豫定となつた、右簡素化案が順調に運んだことは當該大臣並に各廳關係者が渾然一體となつて努力した賜であつて洵に欣びとする次第である。

第一 簡素化實施に伴ふ減員狀況

(左表のうち「中央官廳の中には各省のほか獨立官廳、總督府を含む」)

(1) 中央、地方、作業官廳別	
區別	定員 減員 改正定員
中央官廳	四七、六〇〇 一三、三五六 三四、四〇四
地方官廳	一八七、八七九 三三、一五四 一五五、七二五
作業官廳	一、三四、九六六 二五、一八一 一、二六、七三五
計	一、五七、四五五 一七〇、五六一 一、四〇、六八四
(2) 官廳職員別	
區別	定員 減員 改正定員
勅任	一、八四八 一六 一、七三二
奏任	三三、八七〇 三、八六八 三〇、〇〇二
奏任待遇	八、〇二九 一、四七七 六、五五二

判任	二五〇、七六八 二六、七〇〇 二二四、〇六八
判任待遇	一四三、七七一 二〇、三五五 一二三、六五六
嘱託	一、二六、四九四 一、六九五 九、九九九
雇員	六三、四九〇 六、七七一 五九、七一九
傭人	四七、四八八 四、七七七 四二、七一一
計	一、五七、四五五 一七〇、五六一 一、四〇、六八四

(内外地別及各官廳別數字を省略)

第一 官廳職員の待遇改善要領

第一、方針

行政の簡素化に併行し左記要領に依り官廳職員の待遇改善に付措置するものとす

第二、實施要領

- (一) 戰時勤勉手當の支給
 - (1) 官廳職員全員に對し俸給給料の二割に相當する金額を戰時勤勉手當として支給すること
 - (2) 戰時勤勉手當は現に臨時手當を支給し居る者に對しても之を支給すること
- (二) 家族手當の増額
 - 家族手當の一人當金額現行三圓を五圓とし官廳職員全部に支給すること
- (三) 共濟制度の擴張
 - 一般民間における工員又は職員の健康保險制度に即應し官廳職員の共濟組合に付組合加入者の範圍並に共濟給付を擴張する等の措置を講ずること
- (四) 名譽的待遇の改善
 - 簡素なる組織の下に長くその地位に留り能率の増進を期するため奏任官、判任官又は雇員を優遇する意味に於て内閣又は各省毎に奏任官、判任官又

は職員等の一定数を夫々勅任官、奏任官又は判任官等と爲し得ることとする

【備考】

- (一) 本措置の實施に伴ひ要する經費は行政簡素化に因り生ずる豫算上の剩餘額を第一次に充當するものとす従つて行政簡素化の實施に依り減少すべき官廳職員に伴ふ經費は減員に伴ふ俸給、給料費與は固より事務費其他につきても必ず之を節減するの別途能ふ限り既定經費の節減を勵行すること
- (二) 公吏等に對しては公共團體の事務の簡素化に即應して本措置に準じ措置すること
- (三) 官吏の給與改善に伴ふ會社經理統制に關し留意すべき點左の如し
 - (イ) 會社經理統制令の適用を受くる會社の社員に對しても家族手当の増額を認むることとするが、會社が家族手当を増額せんとする場合に於ては當該事業經營者は經營の簡素化等に依る經費の節約を圖り家族手当増額に要する資源を得るやう努力することを必要とする
 - (ロ) 會社の社員の賞與資源増額は之を認めざる
 - (ハ) 給與の増額に依り當該事業の生産物資の價格騰貴を來さしむることは容認せざること
 - (四) 今次の待遇改善に伴ひ一層戦時貯蓄の増加に努力すべきこと

第三 官廳執務時間に關する件

戦時中は官廳退廳時刻は之を一時間延長す。
註一(午前八時より四時迄を五時迄と改む)

妊産婦手帳規程の制定

昭和十七年度の妊産婦保健指導及保護實施要綱の決定については本誌前々號本欄所報の如くであるが、之に伴ふ妊産婦手帳規程は昭和十七年七月十三日付官報を以て左の如く制定せられた。

妊産婦手帳規程 (昭和十七年七月十三日 厚生省令第三十五號)

第一條 妊産婦(産後一年以内ノモノヲ含ム)及乳兒ノ保健指導其ノ他保護ノ徹底ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所

- ニ依り妊産婦ニ妊産婦手帳ヲ交付ス
- 第二條 妊産婦手帳ハ別記様式ニ依ル
- 第三條 妊産婦手帳ハ地方長官之ヲ發行ス
本令ニ定ムルモノノ外妊産婦手帳ヲ交付其ノ他妊産婦手帳ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
- 第四條 妊産婦手帳ハ速ニ左ノ事項ヲ具シ其ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ妊産婦届出ヲ爲スベシ
一 氏名、生年月日及居住地
二 世帯主ノ氏名
三 妊娠月數及出產豫定日
前項第三號ノ事項ニ付テハ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ附スベシ但シ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ受クルコト困難ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第一項ノ規定ニ依り届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ
- 第五條 妊産婦手帳ハ之ヲ毀損シ若ハ亡失シタル場合又ハ其ノ餘白ナキニ至リタル場合ニ限り同一妊娠ニ關シ重ねテ交付ヲ受クルコトヲ得
- 第六條 妊産婦手帳ヲ交付ヲ受ケタル者妊娠ニ非ザルコト判明シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ

別記様式(用紙ノ大サハ國定規格A6トス)

昭和 年 月 日交付(第 號)

妊産婦手帳

氏名

- 届出デ妊産婦手帳ヲ返還スベシ
- 第七條 妊産婦ハ保健所、醫師、助産婦又ハ保健婦ニ就キ力メテ屢保健指導ヲ受クベシ
- 妊産婦ハ保健所、醫師又ハ助産婦ニ就キ診察、治療、保健指導又ハ分娩ノ介助等ヲ受ケタルトキハ其ノ都度妊産婦手帳ニ診察、治療又ハ保健指導ノ要領、新産兒ノ體重、在胎月數等ノ記載ヲ受クベシ保健婦ニ就キ保健指導ヲ受ケタルトキ亦之ニ準ズ
- 第八條 妊産婦死亡シタルトキハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦手帳ヲ遲滞ナク地方長官ニ返還スベシ但シ出產兒生存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項但書ノ場合ニ於テハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦死亡シタル旨地方長官ニ届出ヅベシ
- 第九條 妊産婦手帳ハ行政廳ノ定ムル所ニ依り妊産育兒ニ關シ必要ナル物資ノ配給其ノ他妊産婦及乳兒保護ノ爲必要ナル場合ニ之ヲ使用セシムルモノトス
- 第十條 本令ニ依ル妊産婦手帳以外ノ手帳ニハ妊産婦手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〇〇縣 〇〇

氏名	年 月 日生	居住地	世帯主氏名	出產豫定日	變更届出受理	
					年 月 日	責任者印
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		